

鹿児島県の最低賃金が改正されました

【鹿児島県最低賃金が平成21年10月14日より時間額630円に改正されました。】

鹿児島県最低賃金 (地域別最低賃金)	最低賃金額	効力発生日
	時間額 (円)	
	630	

【鹿児島県の特定(産業別)最低賃金が次のように改正されました】

特定(産業別)最低賃金	最低賃金額	効力発生日
産業名	時間額 (円)	
自動車(新車)小売業	700	平成21年12月18日
百貨店、総合スーパー	668	平成22年1月3日
電子部品・デバイス・ 電子回路など	688	平成21年12月27日

- 鹿児島県最低賃金は県下のすべての労働者に適用されます。ただし、特定(産業別)最低賃金に該当する場合は、当該最低賃金も適用されます。
- 最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対して最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。
- 最低賃金には、次の賃金は算入されません。
 - (1) 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
 - (2) 一月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
 - (3) 時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金
 - (4) 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

【最低賃金に関するお問い合わせ先】

鹿屋労働基準監督署 ☎ 0994 - 43 - 3385
最低賃金テレホンサービス ☎ 099 - 223 - 8111

パスポート申請窓口が変わります

旅券事務の権限委譲により、平成22年4月1日から、錦江町に住民登録をされている方は、錦江町の窓口でパスポートの申請・受取ができるようになります。

これに伴い、原則、県のパスポート窓口は利用できなくなりますのでご注意ください。

【パスポート申請の問い合わせ先】

錦江町役場 住民税務課窓口 ☎ 22 - 3039 (直通)